
あなたの生活をお守りしたい。
お部屋の入居の準備にもう一つ、
“あんしん”を加えてみませんか

お問い合わせ先（弊社代理店）

入居者総合保険
HINUKAN 住まいのおとも



大同火災WiL少額短期保険株式会社
THE DAIDO FIRE WiL S.S.INSURANCE CO., LTD.

大同WiL少短は、大同火災グループのデジタルチャネルとして生まれた少額短期保険会社です。

何かと面倒に感じてしまう保険の手続きをスマホやタブレットでできるだけ簡単に！
ど補償はシンプルでしっかり！

そんな商品やサービスを提供する保険会社を目指しています。

今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

このパンフレットは、入居者総合保険（HINUKAN 住まいのおとも）の概要を紹介したものです。保険金のお支払い条件、保険金をお支払いしない場合、その他詳しい内容は弊社または弊社代理店（お手続きした不動産会社）へお問い合わせください。

ご契約者と被保険者（入居者さま）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者（入居者さま）へご説明いただきますようお願いいたします。

ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご一読ください。詳しくは「ご契約のしおり（約款）」をご用意していますので、弊社ホームページ上のマイページからご確認ください。

入居者総合保険（HINUKAN お住まいのおとも）の保険期間は2年で、ご契約の申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。

弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険の募集、事故の受付等の契約の管理業務の代理業務を行っています。したがって、スマホやタブレット等で手続きした契約は弊社と直接締結されたものとなります。

ご契約にあたっては、家財保険金額に応じて、契約プランをご選択いただきます。家財補償条項は家財保険金額が補償の上限となり、借家人賠償責任補償条項および日常生活賠償責任補償条項は1,000万円が補償の上限となります。なお、その他の補償条項は支払限度額が補償の上限となります。

また、家財保険金額が実際に存在する家財の価額に不足していると、万一の事故の際に十分な補償が受けられない可能性があります。このため、家財保険金額は家財の再取得価額に基づいてお決めください。契約プランの家財保険金額は、借用住宅の面積に基づいて、次の金額を目安として設定しています。

契約プラン	単身プラン	ご夫婦プラン	ご家族プラン
床面積	50㎡未満	50㎡以上70㎡未満	70㎡以上100㎡未満
家財保険金額	340万円	540万円	700万円
借用住宅修理費用支払限度額	50万円※ ¹		
借家人賠償責任保険金額	1,000万円※ ²		
日常生活賠償責任保険金額	1,000万円※ ²		
保険料（2年）	16,230円	18,170円	19,730円

※1 ただし、ドアロック交換費用・窓ガラスの熱割れ・水道管凍結費用は10万円を限度

※2 ただし、被保険者の死亡・失踪等による損賠償責任保険金については50万円を限度

大同火災WiL少額短期保険株式会社



〒900-0033 沖縄県那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9F



0120-579-320 月曜日～金曜日9:00～17:00（土日・祝祭日、年末年始を除きます。）



info@dwil.co.jp



<https://www.dwil.co.jp>

ご契約のお手続き方法の流れ（スマホ・モバイル端末等の画面表示にしたがって簡単にできます。）

①契約プランの選択

②お客さま情報の入力

③支払方法の選択

④お申込手続き完了

STEP 1
プラン
選択

STEP 2
お客さま情報
の入力

STEP 3
支払方法
の選択

お申込み
完了

プラン選択

保険開始日(ご入居日) 2020/12/25

入居者総合保険 (HINUKAN 住まいのおとも) をご契約いただくお客さまへ

ご契約に際して、商品内容は[こちら](#)を御覧ください。

ご契約手続きは、順番に沿ってご確認いただき、項目の選択・入力・確認を行ってください。

ご契約のしおり(約款)、重要事項説明書は[こちら](#)を御覧ください。

※「HINUKAN 住まいのおとも」は、入居者総合保険普通保険約款に保険料払込方法に関する特約等をセットした商品のブランドネームです。

プランの選択

お客さまのご意向に沿ってプランをお選びください。なお、この契約は2年契約のみとなります。下記プランはお部屋の広さを目安に保険金額等を設定しています。あくまでも目安ですので、お客さまの部屋の広さや所有する家財の状況に合わせてプランをお選び下さい。

単身

ご夫婦

ご家族

家財	540万円
借用住宅修理	50万円
借家人賠償	1,000万円
日常生活賠償	1,000万円

お支払いいただく保険料 (2年一括払い)

18,170円

STEP 1
プラン
選択

STEP 2
お客さま情報
の入力

STEP 3
支払方法
の選択

お申込み
完了

告知事項

下記の項目については保険契約に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は契約が解除されたり保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

日本国内の賃貸住宅に収容されている。

☒ はい ☐ いいえ

対象となる家財が収容される建物は住宅用である。

☒ はい ☐ いいえ

この保険の対象となる「家財」に対して他の保険契約または共済契約はない。

☒ はい ☐ いいえ

重要事項説明書

この書面では、入居者総合保険 (HINUKAN 住まいのおとも) に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みください。ご契約者と被保険者（入居者）が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者（入居者）の方にご説明ください。

PDFファイルはご自身のお手元に保管しておかれることをおすすめします。

重要事項説明書の内容を表示

PDFファイルはご自身のお手元に保管しておかれることをおすすめします。

☒ **すべて確認しました。**

[次へ](#)

STEP 1
プラン
選択

STEP 2
お客さま情報
の入力

STEP 3
支払方法
の選択

お申込み
完了

お客さま情報の入力

個人・法人をご選択ください。

☐ 個人 ☐ 法人

ご契約者さまの氏名（名称）を入力ください。

姓 松村

名 浩次

セイ マツムラ

メイ コウジ

電話番号（半角数字ハイフンなし） 09099999999

メールアドレス bprostd+1434@gmail.com

入居される物件所在地を確認し、必要があれば追加してください。

郵便番号

9012204

住所

沖縄県

宜野湾市上原

9-20-14 小湾ハイズ102

入居される方

☒ 契約者

☐ 契約者以外

[戻る](#)

[次へ](#)

STEP 1
プラン
選択

STEP 2
お客さま情報
の入力

STEP 3
支払方法
の選択

お申込み
完了

支払方法の選択

お支払方法を選択してください。

☒ クレジットカード

ご利用可能なクレジットカード:

VISA Mastercard JCB American Express Diners Club

クレジットカード番号（半角数字ハイフンなし） 4111111111111111

クレジットカード名義人（半角英字） KOJI MATSUMURA

有効期限 6月 2025年

セキュリティコード 999

3桁もしくは4桁のカード記載の番号

☒ コンビニ払い（いずれかを選択してください）

☐ ファミリーマート

☐ セブンイレブン

☐ ローソン

LAWSON

お送りするメール記載の支払い期限までにお支払いをお願いいたします。

[戻る](#) [確定](#)

STEP 1
プラン
選択

STEP 2
お客さま情報
の入力

STEP 3
支払方法
の選択

お申込み
完了

お申込み完了

この度はお申込みいただき、誠にありがとうございます。

ご登録いただいたメールアドレスに申込完了メールをお送りしております。

契約内容の詳細については、[マイページ](#)よりご確認ください。

申込完了メールが届かない場合などは、当社ホームページの[お問い合わせフォーム](#)からお問い合わせください。

変更履歴

1 info@dwil.co.jp 一井日 To: bprostd+1434

真実 江津子 様

このたびは、大岡火災WIL少額短期保険株式会社より、入居者総合保険をお申し込みいただき、誠にありがとうございます。ご契約書に添付しては、[マイページ](#)よりご確認ください。

ログインの bprostd+1434@gmail.com

パスワード Privacy@dwil.co.jp

コンビニエンスストアでのお支払いをご選択の方は、別途お送りするメールをご確認ください。また、お支払情報にご確認、ご変更などの各種お手続きの事もマイページをご利用ください。

大岡火災WIL少額短期保険株式会社よりご挨拶いたします。

*当メールは送信専用です。ご返信いただくこともお出来できませんのでご了承ください。

大岡火災WIL少額短期保険株式会社
お問い合わせフォームはこちら
https://www.dwil.co.jp/contact/
セキュリティセンターグループ
0120-579-320（通話料無料）
受付時間：月～金 午前9時～午後5時（土日・祭日、年末年始除く）
Copyright (C) THE DAIICHI FIRE WIL S.S. INSURANCE CO., LTD.

（注）記載例の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、クレジットカード情報等はすべて架空のものです。

補償の内容

あなたのお部屋の中にある家財の損害を補償します。

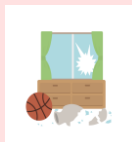
【家財補償条項】

借りているお部屋の中にある被保険者（入居者）の所有する家具や家電、衣類などの家財に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。
また、事故に伴う各種費用が発生した場合にも保険金をお支払いします。



● 火災、落雷、破裂・爆発

火災（消防活動による水濡れを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）の事故によって家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



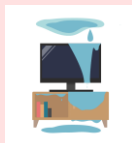
● 建物の外部からの物体の落下等

建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触の事故によって家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



● 風災・ひょう災・雪災

台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）の事故によって家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



● 水濡れ

給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水濡れの事故によって家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



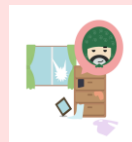
● 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、家財に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合、または床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水によって家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



● 騒じょう

騒じょう（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいう。）によって家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



● 盗難

強盗、窃盗またはこれらの未遂の事故によって家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



● 残存物取片付け費用

家財の損害保険金をお支払いする場合で、損害を受けた家財の残存物の取片付けに必要な取りこわし費用、取片付け清掃費用を保険金としてお支払いします。



● 損害防止費用

家財の損害保険金をお支払いする場合で、火災、落雷、破裂・爆発を原因とする損害の発生または拡大の防止のために保険契約者または被保険者（入居者さま）が支出し必要または有益な費用を保険金としてお支払いします。



● 罹災時転居費用

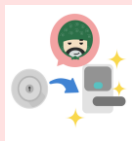
家財の損害保険金をお支払いする場合で、その損害保険金が支払われるべき事故を原因として保険の対象である家財を収容する借用住宅が半損以上となったときの転居費を保険金としてお支払いします。

賃貸借契約に基づきまたは緊急的に、借りているお部屋のドアや窓ガラスなどの設備を被保険者（入居者）の費用で修理したときは、その修理費用に対して保険金をお支払いします。



● 家財補償条項の損害による修理費用

家財の損害保険金をお支払いする場合で、被保険者（入居者さま）が借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用を費用保険金としてお支払いします。



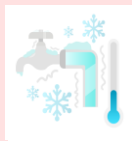
● ドアロック交換費用

ドアロックのかぎが盗まれた場合やピッキングの場合等で被保険者（入居者さま）の負担においてドアロックを交換した場合にその交換費用を費用保険金としてお支払いします。



● 窓ガラスの熱割れによる損害

気温差によるひび割れにより、窓ガラスの修理をした場合にその修理費用を費用保険金としてお支払いします。



● 水道管凍結修理費用

凍結により借用住宅専用水道管を修理した場合にその修理費用を費用保険金としてお支払いします。



● 借用住宅内における被保険者死亡による原状回復費用

借用住宅内における被保険者（入居者さま）がお亡くなりになったことを原因とする借用住宅の清掃が必要となった場合において、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用で、借用住宅を修理すべき者が負担した費用を費用保険金としてお支払いします。



● 死亡・失踪等による残置物整理・搬出費用

被保険者（入居者さま）がお亡くなりになったこと、または失踪等を原因として借用住宅の賃貸借契約が終了する場合において、借用住宅内の残置物の整理や搬出を行うべき者が負担した整理・搬出費用を費用保険金としてお支払いします。

家主さまに対する法律上の損害賠償責任を補償します。

【借家人賠償責任補償条項】

借りているお部屋に損害を与え、家主さまに法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



● 火災、破裂・爆発、水濡れ

火災、破裂・爆発、水濡れによって、借用住宅を損壊させ、家主さまに対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

● 被保険者の過失による損壊

被保険者（入居者さま）の過失により借用住宅を滅失、損傷または汚損させ、家主さまに対して損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。ただし、外観上の損傷または汚損（落書き含む）であって、その借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害は保険金をお支払いしません。



● 借用住宅内における被保険者死亡による原状回復に対する賠償責任

借用住宅内における被保険者（入居者さま）がお亡くなりになったことを原因として借用住宅が損壊した場合で、借用住宅を修理すべき者が、賃貸借契約に基づく借用住宅の修理を速やかに履行しないとき、または修理すべき者がいないときにおいて、家主さまに対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。



● 借用住宅内における被保険者死亡による逸失家賃に対する賠償責任

被保険者（入居者さま）が借用住宅内でお亡くなりになったことを原因として心理的瑕疵が発生し、家主さまに対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。この場合、家主さまが次のそのお部屋を借りた入居者に対して賃貸契約上の重要事項の告知を行い、この結果として家賃の引き下げを行った場合に引き下げ前の家賃との差額分を保険金としてお支払いします。



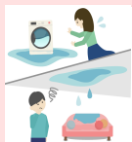
● 死亡・失踪等による残置物整理・搬出に対する賠償責任

被保険者（入居者さま）がお亡くなりになったこと、または失踪等を原因として借用住宅の賃貸借契約が終了する場合で、残置物の整理を行うべき者が賃貸借契約に基づく借用住宅の明け渡しを速やかに履行しないために、借用住宅に存置されている被保険者（入居者さま）の残置物を当該物件の家主さまが整理しなければならなくなったときまたは残置物整理・搬出を行うべき者がいないときにおいて、家主さまに対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

他人に対する法律上の損害賠償責任を補償します。

【日常生活賠償責任補償条項】

お部屋の使用・管理に起因する偶発の事故や、日常生活において被保険者（入居者）が誤って他人にケガをさせたり、他人のモノに損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



● 借用住宅の使用または管理に伴う事故

被保険者（入居者さま）の借用住宅の使用または管理に起因する偶発の事故により、他人の身体の障害または財物の損害について、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。



● 日常生活における事故

被保険者（入居者さま）の日常生活に起因する偶発の事故により、他人の身体の障害または財物の損害について、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

お支払いする損害保険金・費用保険金、賠償責任保険金について

補償条項等			損害保険金・費用保険金、賠償責任保険金
家財補償条項	損害保険金	1. 火災、落雷、破裂・爆発	損害保険金＝修理費、修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額 (家財保険金額を限度)
		2. 建物の外部からの物体の落下、飛来・衝突等	
		3. 水濡れ	
		4. 騒じょう	
		5. 風災・ひょう災・雪災	
		6. 水災	
		7. 盗難	
	費用保険金	残存物取片付け費用	1回の事故につき、実費をお支払いします。(損害保険金の10%を限度)
		損害防止費用	1回の事故につき、実費をお支払いします。(損害保険金と合算して家財保険金額を限度)
罹災時転居費用		1回の事故につき、実費をお支払いします。(50万円を限度)	
借用住宅修理費用補償条項		家財補償条項の損害による修理費用	1回の事故につき、修理費用の額をお支払いします。(50万円を限度)
		ドアロック交換費用	1回の事故につき、修理費用の額をお支払いします。(10万円を限度)
		窓ガラスの熱割れによる損害	
		水道管凍結修理費用	
		借用住宅内における被保険者死亡による原状回復費用	1回の事故につき、修理費用の額をお支払いします。(50万円を限度)
		死亡・失踪等による残置物整理・搬出費用	
借家人賠償責任補償条項		火災、破裂・爆発、水濡れ	1回の事故につき、損害賠償金と支出した費用の合計額をお支払いします。 (借家人賠償責任保険金額1,000万円を限度)
		被保険者の過失による破損等	
		借用住宅内における被保険者死亡による原状回復に対する賠償責任	1回の事故につき、損害賠償金と支出した費用の合計額をお支払いします。 (50万円を限度)
		死亡・失踪等による残置物整理・搬出に対する賠償責任	
		借用住宅内における被保険者死亡による逸失家賃に対する賠償責任	
日常生活賠償責任補償条項		借用住宅の使用または管理に伴う事故	1回の事故につき、損害賠償金と支出した費用の合計額をお支払いします。 (日常生活賠償責任保険金額1,000万円を限度)
		日常生活における事故	